

令和8年 農地の賃借料情報（坂井市）

令和7年1月から令和7年12月までの賃貸借契約（新規・更新）の賃借料（10aあたり）を集計した結果は、以下のとおりとなっています。

この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありません。

そのため、圃場の広さ・形状などの各種条件、米価や用水費等の各種費用を考慮し、借り手と貸し手の当事者間で十分話し合いをした上で、農地の賃借料を決めてください。

※用水費や土地改良費などの費用を、賃借料に含んでいるかどうかは統一されていません。

締結(公告)された地域名		最低額	～	平均額	～	最高額	データ数
区分	適用地域						
田	第1地域 第2～第3地域以外の圃場整備済の地域(平坦地)	5,000円	～	12,100円	～	20,000円	2,165
	第2地域 旧三国町の三国地区、嵩、西谷、平山、池上、山岸、米納津、梶、浜地、城ヶ原、美保、新保	10,000円	～	10,100円	～	16,000円	221
	第3地域 旧丸岡町の主要地方道勝山・丸岡線より北に位置し、かつ一般県道北野・松岡線より東に位置する圃場整備済の中山間地域および竹田地区	5,000円	～	9,300円	～	13,100円	32
畑	旧三国町の畑地	5,000円	～	9,100円	～	15,000円	34

- 賃借料を米での物納支給としている場合は、60kgあたり30,500円で換算しています。

物納支給のデータ数 30

- 使用貸借(無償)や賃借料が平均値±(平均値×70%)を超えるものは除いています。

除外したデータ数等 使用貸借:138

平均値×1.7以上:25 (第1地域のうち、賃借料が20,900円を超えるものを除外)

平均値×0.3以下:6 (第1地域のうち、賃借料が3,600円を下回るものを除外)

- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- データ数は、集計に用いた筆数です。
- データ数が少ない場合など、年により賃借料が増減する場合があります。
- 第1地域の賃借料は、5,000円や10,000円での賃貸借契約が多かったため、結果として、今年の賃借料の平均額等より下がっています。**
- 第2地域の賃借料は、10,000円での賃貸借契約が非常に多かったため、最低額と平均額がほぼ同額となっています。